

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の条又は号を当該改正後の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は項に対応する改正後の欄の条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条又は項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条	第2条
<u>(1)</u> (略)	(1) 徴収業務手当
<u>(2)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(6)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
	(9) (略)
	<u>(10)</u> (略)
	(11) 不快手当 (徴収業務手当)
(防疫作業手当)	第3条 徴収業務手当は、職員が市税及び介護保険料の徴収事務で外勤に従事したときに支給する。
第3条 (略)	2 前項に規定する手当の額は、日額300円とする。
(行旅病人及び変死体取扱手当)	(防疫作業手当)
第4条 (略)	第4条 (略)
(高圧電気等取扱手当)	(行旅病人及び変死体取扱手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
(保健福祉業務手当)	(高圧電気等取扱手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
	(保健福祉業務手当)
第6条 (略)	第7条 (略)

